

川崎市病院局企業職員の再就職に関する取扱要綱

平成 20 年 1 0 月 2 3 日

20 川病総庶第 7 9 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市を離職する病院局企業職員（以下「職員」という。）の再就職（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する一般職又は特別職として本市に置かれる職に就く場合、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この条において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となる場合及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。以下同じ。）に関する情報提供、再就職状況の公表等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(人材情報登録申込書の提出)

第 2 条 川崎市を当該年度末に定年退職する予定の職員であって、定年退職後に再就職（本市に再雇用非常勤嘱託員として再就職を希望する職員を含む。）を希望する職員は、人材情報登録申込書（様式 1）を、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日までに、管理者へ提出するものとする。

また、勸奨、普通又は任期満了等で離職（失職及び懲戒免職を除く。）を予定し再就職を希望する職員（本市に再雇用非常勤嘱託員として再就職を希望する職員を含む。）は、適宜、人材情報登録申込書（様式 1）を、管理者へ提出するものとする。

(求人情報登録申込書の提出)

第 3 条 人材情報登録申込書の提出があった職員（以下「再就職希望職員」という。）の採用を希望する民間企業、本市出資法人その他の団体（以下「民間企業等」という。）は、求人情報登録申込書（様式 2）を管理者へ提出するものとする。

2 管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、再就職希望職員に対し、その求人情報の内容について情報提供するものとする。

(再就職先届等の提出)

第4条 離職時において課長級以上の職員(以下「管理職離職者」という。)は、再就職先届(様式3)又は退職後の状況届(様式4)を、管理者が指定する日までに、管理者へ提出するものとする。

2 管理職離職者は、離職後2年以内において、前項の届出の内容に変更があった場合は、速やかにその旨を、管理者に届け出るものとする。

(公表)

第5条 管理者は、毎年8月に、その前年度に離職し、民間企業等へ再就職した管理職離職者の氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称、再就職先における地位を、インターネットの本市ホームページに登載する方法及びかわさき情報プラザにおける一般の閲覧に供する方法により、公表するものとする。

2 管理者は、前年度の公表後に当該公表内容に変更があった場合は、前項の規定に準じて公表するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に退職した職員について適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月29日から施行する。